

建設労働者確保育成助成金 (技能実習コース (賃金助成)) 支給申請書

労働局長 殿

(公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成助成金 (技能実習コース (賃金助成)) の支給を受けたいので申請します。

(申請年月日) 平成 年 月 日

申請者	① (フリガナ) 建設事業主等の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒 (電話)	③ 事業内容						
	(フリガナ) 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 (フリガナ) 氏名 所在地		〒 (電話)	イ 雇用保険適用 事業所番号	ロ 業種				
		ハ 常用労働者 人 (人)		ニ 資本金・ 出資総額 万円					
	② 担当者の職名及び氏名	イ 職名	ロ 氏名	ホ 雇用保険料率 1,000分の					
④ 実習内容	1:建設工事に直接関連する実習 2:特別教育 3:安全衛生教育 4:教習・技能講習 5:技能検定前講習 6:登録基幹技能者講習 7:技術検定に関する講習		ヘ 建設業許可大臣 番号 知事						
	具体的な内容			ト 雇用管理責任者 の氏名及び員数 他 人					
⑤ 実施日数・期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)								
⑥ 訓練時間	学科	時間	実技	時間					
⑦ 実施場所	学科	イ 名称 電話 ロ 所在地							
	実技	イ 名称 電話 ロ 所在地							
⑧ 主催者名			⑨ 受講者数	人					
⑩ 本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助の助成金の有無	有 (名称:) ・ 無								
⑪ 受講者 (受検者) 名簿及び支給申請内訳			⑫ - ① 受講 (受検) 証明						
No.	受講者 (受検者) 氏名	雇用保険被保険者番号	受講 (受検) 日数 (1日3時間以上)	受講 (受検) 期間中に賃金を支払った日数	申請額 (左欄の日数×8,000円 (平成26年3月31日までの受講に係る分は7,000円))	※算定額	実施年月日 (実施時刻)	学科時間	実技時間
1			日	日	円	円	(: ~ :)		
2							(: ~ :)		
3							(: ~ :)		
4							(: ~ :)		
5							(: ~ :)		
6							(: ~ :)		
合計			日	日	円	円			
⑫ - ② 受講 (受検) 証明	上記の者は、当社 (団体) が実施した技能実習の受講者 (受検者) であり、上記の受講日 (時間) の数を受講 (受検) したものであることを証明します。 証明年月日 平成 年 月 日 実施機関等名 印 代表者氏名 印								

(注) 1. この申請書を提出する時は、裏面の注意事項を参照して下さい。

労働局処理欄	●支給申請書受理年月日 平成 年 月 日						
	●支給決定年月日 平成 年 月 日			●支給決定番号		●支給決定金額 円	
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（賃金助成））の支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、次の中小建設事業主がその雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限られます。）に別に指定する技能実習（以下「技能実習」といいます。）を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った場合に支給される技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行うときに所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）長に提出するものです。なお、所定労働時間外に実施する場合は所定の賃金を支払うこと、所定労働日以外の休日に実施する場合は振替休日を与える又は所定の賃金を支払うことが必要です。
 - イ 元請中小建設事業主が実施した1日3時間以上の技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた当該元請中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）
 - ロ 中小建設事業主団体が実施した1日3時間以上の技能実習を、その雇用する建設労働者に受けさせた中小建設事業主団体の構成事業主（以下「構成事業主」といいます。）又はその下請中小建設事業主
 - ハ その雇用する建設労働者に1日3時間以上の技能実習を受けさせた中小建設事業主
- (2) 前記(1)の「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。
- (3) 助成額は、1人につき、8千円（平成26年3月31日までの受講に係る分は7千円）に技能実習実施日数（1日3時間以上実施した日に限り、かつ20日を限度とする。）を乗じた額です。
- (4) この申請書は、技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (5) この申請書には、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写）又は「労働保険料等納入通知書」（写）、賃金台帳（写）、実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム、技能実習を登録教習機関等へ委託して実施した場合は技能実習委託契約書（別様式第3号）（写）若しくは受講申込書（訓練名称・期間、委託費・受講料等が明記されたもの）（写）、講習実施機関が発行した「修了証」（写）及びその他管轄労働局長が必要と認めるものを添付して下さい。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ③「事業内容」欄は、次により記入して下さい。
 - イ ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
 - ロ ハ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。

なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
 - ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
 - ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (3) ④「実習内容」欄は、建設労働者に受けさせた技能実習等を○印で囲んで下さい。なお、下段に具体的な内容を記入して下さい。
- (4) ⑩「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (5) ⑪「受講者（受検者）名簿及び支給申請内訳」欄は、次に留意のうえ技能実習を受けさせた建設労働者の氏名、受講日数等所要の事項を記入して下さい。
 - イ 「受講（受検）期間中に賃金を支払った日数」欄は、受講（受検）期間中に賃金を支払った日数（20日を限度とします。）を記入して下さい。
 - ロ 「申請額」欄は、「受講（受検）期間中に賃金を支払った日数」にを乗じて得た額を記入して下さい。
- (6) ⑫①、⑫②「受講（受検）証明」欄は、中小建設事業主が、登録教習機関等に委託して技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について当該実施機関の証明を受けて下さい。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。